

平成29年度第1回平塚市入札監視委員会会議録

開催日時	平成29年10月4日(水)午後2時00分～午後4時00分
開催場所	平塚市役所本館 5階 入札室
出席委員	本間 重雄 委員長 諸坂 佐利 委員 守屋 和徳 委員 中込 光一 委員
事務局	契約検査課、道路整備課、教育施設課、建築住宅課、みどり公園・水辺課
傍聴者	なし

I 開会 本間委員長の進行で開会する。

II 議題1 入札・契約手続の運用状況について

発注工事総括表及び発注一覧表について

【事務局より、現時点での指名停止の状況や、総務部契約検査課において手続きを行ったすべての入札及び随意契約のうち、平成29年1月16日から平成29年7月3日までに入札公告が行われた案件について、契約金額、落札率、などを説明した。また、前回定例会時から持ち越し審議となっている「道路施設点検の地域一括発注に関する年度協定」について、道路整備課から説明を行った。】

委員：「道路施設点検の地域一括発注に関する年度協定」は、法改正を受けて、途中で増額の変更契約を行ったということなのか。

事務局：そうではない。法改正によって点検業務の地域一括発注という形態をとることができるようになったため、神奈川県都市整備技術センターが取りまとめて入札を行っているということである。

委員：地域一括発注については説明いただいた内容で理解できたが、どういった経緯で増額の変更契約に至ったのかという点を確認したい。

事務局：まず、神奈川県都市整備技術センターと当初協定を締結する段階では、所管に配当された予算以上の協定内容にすることはできない。そのため当初は18橋という内容で協定を締結したが、入札の執行残等を活用し、本来点検が必要な44橋という内容で協定の変更を行ったということである。

委員：スケールメリットという説明もあったが、本来44橋の点検が必要なのであれば、初めからその内容で予算要求すれば良かったのではないかと。先ほど5年で200橋ほどの点検計画との説明があったが、年間40橋ほどのペースで点検しなければならないのに、実際に配当された予算は18橋分ということになり、そのあたりの考え方に疑問を感じる。当初の18橋という点検箇所数は、協議して定められたのか。

事務局：そうではなくて、配当された予算から算定した橋りょう数である。

委員：18橋の契約単価のままで約1.5倍の橋数に契約変更したのか伺いたい。

事務局：橋数の増加に伴い、経費率も増加後のもので再計算し、契約変更を行っている。

委員：全国的に見て、耐用年数を迎える橋りょうが増加しており、交通量も年々変化しているため、今後点検が必要な橋りょうは増加の一途をたどると思われる。

委員：神奈川県都市整備技術センターでの、入札手法と落札率を確認したい。

事務局：条件付き一般競争入札での執行で、落札率は70%強である。

委員長：ほかに質問がなければ議題2に移りたいと思います。「道路施設点検の地域一括発注に関する年度協定」の業務担当課の方は退席して結構です。

議題2 抽出案件の審議

委員長：それでは今回の抽出をされた中込委員から抽出理由を説明願います。

委員：（審議案件抽出理由説明書のとおり）

（1）みずほ小学校校舎増築工事（特殊基礎）

抽出理由：[地方自治法施行令第167条の2第1項第2号（契約の性質又は目的が競争入札に適しない場合）](#)による随意契約案件、随契業者の選定経過、契約経過等を確認したいため

委員長：それでは案件の審議に入ります。審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【教育施設課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過、随契に至った理由などを説明】

委員：本工事は、新築物件の基礎工事ということで良いか。

事務局：お見込みのとおりです。

委員：基礎工事を専門としている業者であれば、大方積算が可能な内容かと思うが、最終的に見積合せとなり、結果的に1者しか見積の提出がなかったという結果になってしまっている。これはどういった原因が考えられるのか。

事務局：見積合せに至る過程で二回入札を執行し、二回とも不調となっている。参加可能業者の数はそれぞれ初回の条件では90者、二回目の条件では217者と、十分確保して入札を執行していたと考えている。ただ、最近の傾向として杭打ちを専門としている業者が元請けで受注するケースは減少してきており、どちらかというところ下請けに入ることが多いという話は聞くので、参加者数が少なかったのはそういった部分が影響している可能性もある。

委員：入札が二回も不調に終わっているということは、設計が甘かったと言わざるを得ないのではないか。現場は、施工が難しい地盤なのか。

事務局：地盤については、事前に地質調査を別発注で行っていたため、杭の太さや長さなどは想定地盤の中で見込んだ設計としていた。発注の段階では、工事が始まってみないと分からない部分もあったが、結果的には途中の層や支持層への到達も、当初の予定通りであり、スムーズな施工であったと言える。

委員：不調になった初回入札時の最低入札金額が、最終的に契約に至った見積合せの決定金額よりも安い。とても違和感を覚える結果だが、どうしてこのようなことになってしまったのか。

事務局：二回目の入札に移行する際に、工事内容を見直して設計金額が上昇した。確かに金額のみで見比べれば委員の仰るような結果になるが、工事内容が変わったいるため、一概に比較できるものではない。

委員：どのような工事内容の変更を行ったのか。基礎工事で、そんなに変更するような内容があるのか。

事務局：当初の設計には、基礎工事の施工に際して邪魔になる配管の切り回し作業も含まれていた。しかし、基礎工事の元請けになりうる業者は、どちらかという土木系の業者が多く、配管の切り回しのような内容は専門外となり、経費率が上がってしまう可能性も考えられたため、この部分は別発注とした。また、後に発注が行われる本体工事にスロープの設置を含む予定であったが、これについては基礎工事の元請けになりうる業者でも十分対応可能と考え、本工事の内容とした。以上のような内容で、別発注とした部分と本工事に含めた部分とで出っ込み引っ込みはあったが、トータルで見れば設計金額は増えたということである。

委員：スロープはどの程度のものか。

事務局：神奈川県「みんなのバリアフリー街づくり条例」で定められた基準を満たすような屋外スロープで、渡り廊下に接するような形で設置するものである。折り返しのような形状で、長さは20m程度である。

委員：そもそもなぜ本工事は本体工事に含めず、別発注としたのか。

事務局：平成30年4月にはみずほ小学校の生徒数が増えるため、なんとか引き渡しをそこまでに間に合わせる必要があった。委員の仰るように基礎工事は本体と一括発注にするということも十分あり得るが、今回に関しては最短のスケジュールを検討した結果、このような発注形態となった。

委員長：ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。

(2) みずほ小学校校舎増築工事（建築）

抽出理由：低価格入札調査対象・議決案件であるが、開札後に疑義申立があったもので、入札の経過、低価格入札調査・審査の状況、疑義申立内容を確認したため

委員長：それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【教育施設課から工事の概要、疑義申立と回答のやり取りを説明】

【契約検査課から入札・契約の経過、低入札価格調査について説明】

委員：入札結果表を見ると、摘要欄に無効と表示されている業者が一者いるが、理由を伺う。

事務局：本件の入札参加条件として、同種工事の受注実績を設定していたが、当該業者が同種工事として選択した工事が、平塚市が求める条件（平成18年4月1日～平成28年3月31日までに完成・引き渡しを終えた工事）を満たさなかったため無効の取り扱いとした。

委員：低入札価格調査表を見ると、市の設計金額に対する、対象業者の入札金額における一般管理費の割合が、市が最低限度価格の算定式で用いている設計金額に対する一般管理費の割合（55%）よりもやや低い。総合所見においてもこのあたりのことに対して詳しく言及していないが、どう考えているのか。

事務局：低入札価格調査表の中では、直接工事費、共通仮設費、現場管理費、一般管理費の各項目を市の設計と比べて表示しているが、例えこれらのうちに市が最低限度価格の算定式で用いている設計金額に対する各項目の割合を下回った項目があったとしても、合計で下回らない限りは失格という扱いにはならないというのが、平塚市の最低限度価格の考え方である。低入札価格調査の中で、合理的な算定がなされていると認められれば、落札者と認められる可能性がある。

委員：それは分かったが、それにしても一般管理費については説明が少ないように思える。目安とは言え市の設計を下回った項目なのだから、もっと慎重に議論しなければならない点ではないか。そうでないと、基準の割合を設ける意義が薄れてしまうと思う。

事務局：経営の継続上重要と思われる従業員給料手当、退職金、法定福利費などは年間総受注金額に応じた比率を基本とし通常通り計上されていることは、低入札価格調査の中で確認している。一方、調査研究費などの不要な経費を削減しているため、この一般管理費となっていることであつた。

委員：調査研究費とはどういった費用なのか。

事務局：公共建築工事の積算基準においては、技術研究・開発等の費用と定義されている。低入札価格調査表の総合所見においては「調査研究費など」としているが、実際に対象業者を調査する中で、試験研究費や開発償却費といった部分についても経費の削減をしているということを確認している。

委員：仮に直接工事費が、市が最低限度価格の算定式で用いている割合を下回ったとしても、失格にはならないのか。

事務局：先ほども説明したとおり、項目ごとに足切のようなボーダーを設けているわけではないので、即失格にはならない。

委員：そもそも普通の建設会社で調査研究費を計上する企業などあるのか。

事務局：発注者側の積算においては、すべての工事において共通仮設費率などの様々な項目を率として計上することとなっているため。この工事ではこの項目が必要とか不要とか、そういう計算方法ではない。

委員：それは官公庁側の積算の話であつて、よほどの特別な工事でなければ、民間企業では個別の現場ごとに調査研究費を投じて施工方法の研究などしていないのではないかと感じてしまう。また、平塚市の調査基準価格及び最低限度価格算定式のうち、一般管理費の55%とはどこから来た数字なのか。

事務局：調査基準価格については国交省並びに神奈川県と同算定式と同一である。最低限度価格については、他自治体などの数字を参考にし、平塚市が独自で用いている数字である。

委員長:ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。業務担当課の方は退席して結構です。

(3) 旧環境事業センター煙突解体工事

抽出理由：低価格入札調査対象・議決案件であるが、入札の経過、低入札価格調査・審査の状況の確認をしたいため

委員長: それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【建築住宅課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札・契約の経過、低入札価格調査について説明】

委員: 本件では同種工事の施工実績を過去15年間のものとしている。通常は10年実績かと思うが、5年延長している根拠を伺う。

事務局: 本件では履行性を担保するため、同種工事の施工実績を条件としたが、焼却施設の煙突解体工事はかなり特殊な物件であるため、全国で見てもなかなか発注されているものではない。CORINSで調べたところ、通常の10年間では条件を満たす業者の数が少なかったため、入札参加可能業者の数を確保するために15年間の実績を有効とした。また、最近では全国的に公共工事の本数が減少傾向にあるため、国交省でも施工実績条件を設定する場合には、有効期間を延ばすような措置をしていると聞いている。

委員: 本件の低入札価格調査表を見ると、先ほどの案件と同様、市の設計金額に対する、対象業者の入札金額における一般管理費の割合が、市が最低限度価格の算定式で用いている設計金額に対する一般管理費の割合(55%)よりも低い。一般管理費については直接工事費、共通仮設費、現場管理費に比べて直接施工に影響する部分ではないのだから、いっそのことパーセンテージの比較をしたり論じたりすること自体しなくても良いのではないかと思ってしまう。

事務局: 先ほどの案件と同じく、本件の調査対象業者についても、必要経費は確保しつつ、このような一般管理費を実現できているということは低入札価格調査の中で確認している。(調査対象業者から提出された「一般管理費の表」を見ながら事務局から委員に対して説明を行った)企業努力により経費削減がなされているということであるし、合理的な説明がなされているものであると事務局では考える。

委員長:ほかに質問がなければ次の案件に移りたいと思います。業務担当課の方は退席して結構です。

(4) 平塚市庁舎・平塚税務署新築工事(外構・植栽)

抽出理由：総合評価方式を採用しているので、他の事業者との比較検討状況を確認したいため

委員長: それでは審議案件について事務局から概要等の説明をしてください。

【みどり公園・水辺課から工事の概要を説明】

【契約検査課から入札の経過や、総合評価方式(特別簡易型)の実施過程について説明】

委員: 総合評価方式に関する評価調書を見ると、参加業者のすべてが「社会保険の加入」の項目において0点の評価となっている。これはどういうことか。

事務局：「社会保険の加入」については減点項目となっており、社会保険加入業者については減点なしの0点という配点となる。

委員：この規模の工事を受注する業者が社会保険未加入ということなどあり得るのか。

事務局：平成29年度から市の競争入札参加資格者名簿掲載業者は、もれなく社会保険の加入が確認されている業者ということになっており、本年の7月に改定された新しい総合評価方式のガイドラインからは「社会保険の加入」の項目はなくなっている。しかし、本件で使用した総合評価方式のガイドラインは平成27年度に改定された一つ古いものであるため、同項目も審査の対象となっていた。当時は社会保険の未加入業者対策が社会問題となっていたものの、それらの業者をチェックする具体的な手立てがなかったため、総合評価方式においては社会保険の未加入業者に対して減点を行うこととしていた。

委員：「建災防の加入」は加点項目か。

事務局：仰るとおり、建設業労働災害防止協会への加入で1点、未加入で0点という配点である。

委員：「同種工事の施工実績」も評価項目となっているが、受注機会が少ない業者はなかなかこの項目での配点は見込めないのではないかと。また、民間工事は同種工事として扱わないのか。

事務局：同種工事として扱う工種や金額要件は発注案件によって異なるし、対象となる年度も変わるため、一概にそうとは言えない。また、当時の総合評価方式のガイドラインでは、対象工事の有無により1点ないし0点という配点であったが、新しい総合評価方式のガイドラインでは、対象工事の評点に応じて点数が変わるようになった。また、「過去3年間の工事成績」の対象工事を、発注工種と同一工種以外の工種も一部認めることとし、配点の幅を広げた。民間工事については、CORINSで確認ができず信頼性に欠けるという観点から、同種工事として認めていない。

委員長：特に質問がないようなので、議題3 その他に移りたいと思います。
業務担当課の方は退席して結構です。

議題3 その他

委員長：その他に何かありましたらお願いします。

契約検査課からの報告は下記のとおり

- ・平成29年10月末をもって、任期満了に伴い退任となる委員長から御挨拶いただいた
- ・次回定例会は委員改選後の初回となるため、抽出委員については事務局で検討の上後日連絡することとした

委員長：それでは以上で本日の審議を終了といたします。

契約検査課長：ご意見ありがとうございました。

以上
(午後4時閉会)